

仕事と家庭生活の両立支援制度

北陸の広範・多岐に渡る国土づくりの現場で、多くの女性が活躍しています。女性だから、という区別なくみんなで切磋琢磨し合い、奮闘しています。また、仕事と家庭・育児を両立しながら働く女性も多く、周囲も理解し協力しあう環境が整っています。

支援制度をフル活用し、仕事と育児を両立



北陸技術事務所 総務課 職員係長

事務 岩田 葉子
平成16年度採用

自身はどのようなワークライフバランスの支援制度を活用していたか、また活用したい場合のポイントは？

産前・産後休暇の後、約2年半育児休業を取得しました。復帰後も、制度を活用して、勤務時間を短縮していました。子どもが発熱した時には、子の看護休暇も取得しました。現在も、休憩時間を短縮して、学童保育へ子どものお迎えに行っています。様々な制度をフル活用して、仕事と育児の両立を目指しています。

仕事にやりがいを感じる時

新規採用時、仕事のやり方進め方が分からなくて、全て上司や先輩に質問する立場だったのに、仕事をするうちに、徐々に知識が増え、経験を重ねて、人からの質問に答えられるようになったり、上司からいろいろな仕事を任せられたり、自分で判断できるようになった時に、やりがいを感じます。

北陸地方整備局を志望する女性へメッセージ

とてもアットホームな雰囲気や女性が働きやすい職場です。結婚・出産後も仕事を続ける方がとても多く、仕事に限らず、育児の悩みについても、先輩や同僚は親身になって相談に乗ってくれます。私自身整備局に入ってよかったと心から思っています。皆さんと一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。



● **育児休業取得年**
平成23年に育児休業を取得

● **現在の担当業務**
職員の給与事務、共済組合事務を担当

男女関係なく個性が発揮できる職場



富山河川国道事務所 工務第二課 設計係長

土木 大橋 由紀子
平成14年度採用

仕事をする際に心がけていることは？

限られた時間（時間が限られているのは育児中の女性だけではないですよ）をうまく活用し、課内で協力しながら、効率よく進められるよう心がけています。それから、職場や家族など周りへの感謝の気持ちを忘れないようにしています。

仕事にやりがいを感じる時

工事に入る前に地元の方々へ工事の内容を説明しています。そのときに、難しい土木の専門用語をいかにわかりやすく説明するか、毎回試行錯誤です。わかってもらえたなど感じる時、また、工事を応援して下さるとき、とてもやりがいを感じています。

北陸地方整備局を志望する女性へメッセージ

土木は男の職場というのもうひとつ昔前の話。女性だけでなくみんなが働きやすい職場です。男女関係なく個性が発揮できますので、やる気のある方、ぜひ一緒に働きましょう！



● **育児休業取得年**
平成21年、23年、28年に育児休業を取得

● **現在の担当業務**
道路改築事業の工事発注を担当

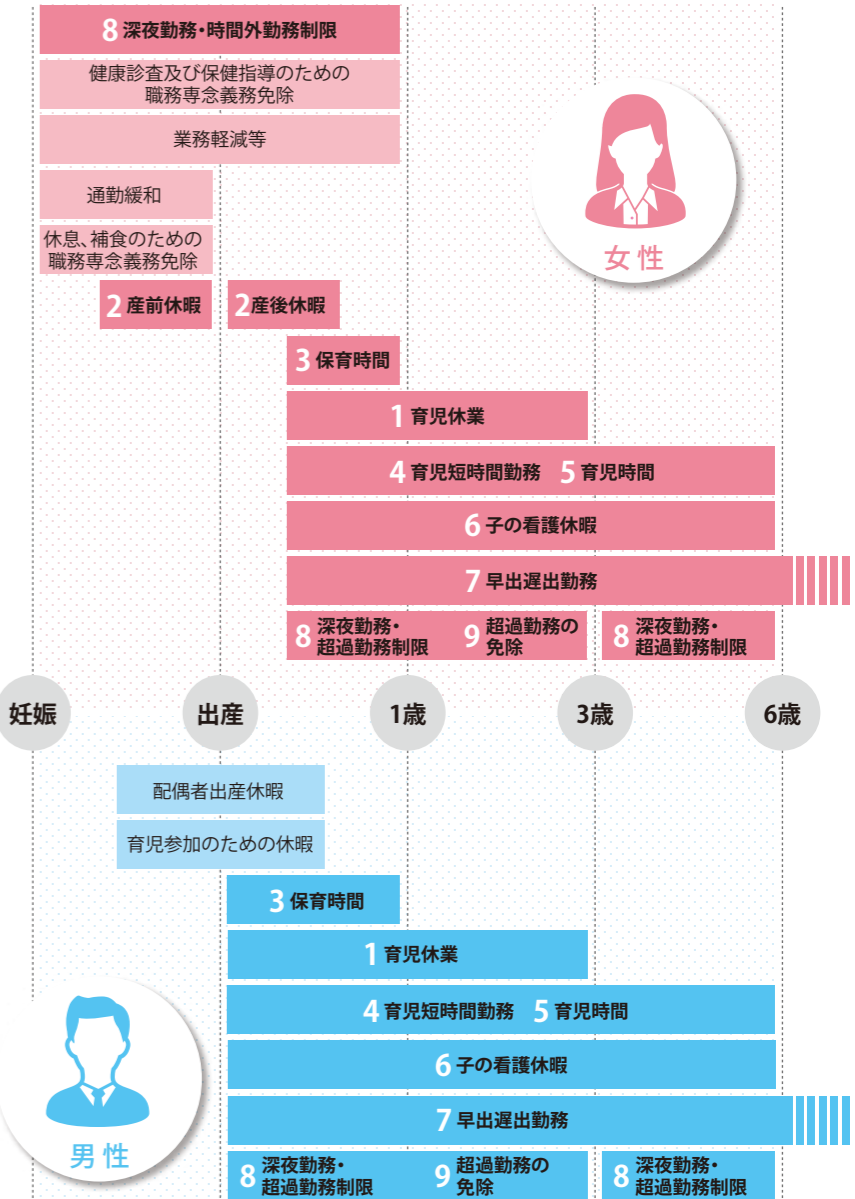
仕事と家庭生活の両立支援制度

昨今ではワーク・ライフ・バランスを重視する方向性が高まってきており、北陸地方整備局でも男性・女性が共に仕事と家庭生活を両立しながら職務に取り組むことを支援するための様々な制度があります。

利用できる制度

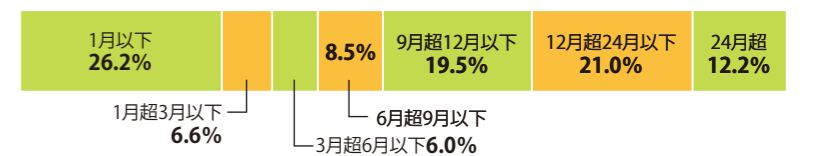
- 育児休業**
3歳未満の子どもを養育する場合 ▶ 配偶者の就業等の状況にかかわらず取得可能
- 産前・産後休暇**
出産する場合 ▶ 産前6週間、産後8週間（多胎妊娠の場合は産前14週間）
- 保育時間**
生後1年未満の子を養育する場合 ▶ 子が1歳に達するまで、1日2回それぞれ30分以内
- 育児短時間勤務**
小学校就学前の子どもを養育する場合 ▶ 勤務時間を1日3時間55分（週19時間35分）等に短縮
- 育児時間・介護時間**
小学校就学前の子どもを養育又は父母等を介護する場合 ▶ 1日の勤務時間の一部（2時間まで）を勤務しないことが可能
- 子の看護休暇**
小学校就学前の子どもを看護する場合 ▶ 年5日（対象となる子が2人以上の場合は年10日）
- 早出遅出勤務**
小学校就学前の子どもを養育、放課後児童クラブ等に通う小学生の子どもの送り迎え、又は父母等を介護する場合 ▶ 始業・終業時間の繰り上げ又は繰り下げで勤務
- 深夜勤務・超過勤務制限**
小学校就学前の子どもを養育又は父母等を介護する場合 ▶ 深夜勤務は免除 超過勤務は月24時間・年150時間以内に制限
- 超過勤務の免除**
3歳未満の子どもを養育又は父母等を介護する場合
- 介護休暇**
配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する場合 ▶ 6ヶ月の期間内で必要と認められる期間
- 短期介護休暇**
配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護等を行う場合 ▶ 年5日（対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日）
- 配偶者同行休業**
外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合 ▶ 3年を超えない範囲

利用できる期間（妊娠から就学まで）



育児休業期間の状況

出典：女性のための国家公務員ガイド（男女計・平成29年度実績）



キャリアサポート研修

育児・介護等の理由により合宿研修受講が困難な職員（係員から課長級の全職員）を対象にワークライフバランスなど仕事と家庭の両立を改めて考える機会を提供する研修を実施しています。